

令和5年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和5年8月28日（月）

（豊岡市役所大会議室）

議事日程

令和5年8月28日 午後1時37分開会

諸報告

日程第1 議事録署名委員の指名

9番 大谷 均 委員

10番 川崎 重雄 委員

日程第2 会期の決定 8月28日 1日間

日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第7号 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書交付者に対する農地法第3条許可書の発行について

日程第5 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第6 第25号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第7 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第8 第27号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第9 第28号議案 農用地利用集積計画の決定及び一部修正について

日程第10 第29号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見について

出席委員（16名）

1番 平 峰 英 子

2番 尾 藤 光

4番 西 沢 泰 裕

5番 霜 澤 良 雄

6番 宮 岡 正 則

9番 大 谷 均

10番 川 崎 重 雄

11番 田 中 竹 治

12番 石 原 章 二

13番 早 水 博 子

14番 原 清 美

15番 和 田 茂 孔

16番 鳥 尾 勝

17番 高 尾 利 美

18番 井 谷 勝 彦

19番 村 田 憲 夫

欠席委員（3名）

3 番 仲 川 弘 之
8 番 瀧 下 康 徳

7 番 桑 田 均

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一
主幹兼係長……………山 澤 大 作

事務局次長……………兼 井 伸 二
主 査……………西 田 弥

午後 1 時 3 7 分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんこんにちは。今日は第6回の月例総会ということでご参集していただきました。本当にありがとうございます。毎日暑い日が続いて農作業も大変です。すでに稲刈りの始まっている地域もあります。こうのとりの育むお米に関しては来月からかなという状況です。作柄ですが米の方はほぼほぼ例年並ぐらいかなというような状況で、地域によっては水がないであまり収穫も見込めないともいわれています。それと、野菜がやはり一番の打撃は畑作物だと思います。水は田んぼでしたら水やりもできるし、畑地の場合なかなか水やりできない。雨が少ないから、秋の作付けの準備ですか、種蒔きもなかなかできないという状況を聞いています。午前中に豊岡市農業振興審議会というのがありまして、16名程度ですけれども、この中からは西沢さんが農協の理事として出席、私は農業委員会の会長として出席してまいりました。これ、何をするかといったら、要は農振農用地の変更、その審議をするということで、今回農業委員会の方からも非農地判断を出したということで農地から外すということで結構挙がっていました。また5年後に、一応5年に1度の審議ですが、やはり早めに、毎年毎年でもいいですから農地を農地で守れないそういう場所があればやはり非農地判断を取ると。そのためには地域でしっかり話し合いをして農地から外すという方向で農業委員会の方も進めていきたいと思いますので、普通でしたら、今日もようけあるでいう話も出てました。どういう事情で、豊岡市内は少なかったですけれども、やはり但東の方が多かったというようなことで、それは長年耕作放棄地になっていて、もうどうしようもないからということで今回非農地判断して、農地から外すというふうにしましたということも言うておきましたので、地域に帰って、やはり再生できないよとか水が来ないとか、木が生えているとかいうのがあったら、やはり地域で話し合って農地から外して非農地判断を行うという方向で進めていってほしいと思います。それともう一つ話の中で地域計画の話もありました。委員長の方から、霜倉さんですけども、農林水産課と農業委員とがあまりしっくりいってないんじゃないかという意見がありました。真偽のほうはよくわかりませんが、一応住み分けができていて、農林水産課の方が計画を立てて、それに則ってアンケートをとって、それから話し合いのそういう場になったら農業委員、推進委員は行きますよという話はしておきました。だから別に豊

岡市の農林水産課と農業委員が仲が悪いじゃないですよという話もしておきました。またこの後農林水産課の方もいろいろなことで説明に参られます。その中で地域計画の話がどこまで進んでいるか、2年でほんとにできるかという話、それから自分たちが聞きたいことがあったら地域計画を含めて質問していただけたらいいと思います。

それではこの後審議事項がありますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、3番 仲川弘之委員、7番 桑田均委員、8番 瀧下康德委員。遅刻、5番 霜澤良雄委員。以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は15名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件11件、証明案件13件、協議案件2件、合計28件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

9番 大谷 均 委員

10番 川崎 重雄 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第6回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第6回総会（定例会）は、本日8月28日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書交付者に対する農地法第3条許可書の発行について

○議長（村田 憲夫） 日程第4、報告第7号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書交付者に対する農地法第3条許可書の発行について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書交付者に対する農地法第3条許可書の発行について」の報告事項を終わります。

第24号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第5、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、1番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 8月17日、13番 早水委員、1番 平峰、事務局2名と現地調査を行いました。事務局の報告どおり、特に補足説明はありません。

○議長（村田 憲夫） 日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、16番 鳥尾委員、お願いします。

○現地調査員（鳥尾 勝） 8月18日、15番 和田委員、事務局2名、私の合計4名で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおりで、追加することはなにもありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第25号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (村田 憲夫) 日程第6、第25号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、1番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員 (平峰 英子) 8月17日、13番 早水委員、1番 平峰、事務局2名と現地調査を行いました。特に事務局の報告のとおり問題はありません。

○議長 (村田 憲夫) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第25号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第7、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、1番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 8月17日、13番 早水委員、1番 平峰、事務局2名と現地調査を行いました。事務局の報告どおり、特に補足事項はありません。

○議長（村田 憲夫） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、16番 鳥尾委員、お願いします。

○現地調査員（鳥尾 勝） 8月18日、15番 和田委員、事務局2名、私の合計4名で現地調査を行いました。先ほどの事務局の報告のとおりで、追加することはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第27号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、第27号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、1番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 8月17日、13番 早水委員、1番 平峰、事務局2名と現地調査を行いました。事務局の報告どおり、特に補足事項はありません。

○議長（村田 憲夫） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、16番 鳥尾委員、お願いします。

○現地調査員（鳥尾 勝） 8月18日、15番 和田委員、事務局2名、私の合計4名で現地調査を行いました。事務局の報告されたとおりで、追加することはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第27号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第28号議案、農用地利用集積計画の決定及び一部訂正について

○議長（村田 憲夫） 日程第9、第28号議案「農用地利用集積計画の決定及び一部訂正について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第28号議案「農用地利用集積計画の決定及び一部訂正について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第29号議案、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見について

○議長 (村田 憲夫) 日程第10、第29号議案「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 議案の説明はすべて終わりました。

本議案に関する役員会での経過報告をさせていただきます。

事前に役員会の方で2人来ていただいて詳しく説明していただきました。

さる8月17日開催の役員会にて、本件にかかる農林水産課担当者からの説明を受けました。役員会の見解は異議なしとの意見集約でした。しかしながら、今回の改正により地域計画実現に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割が明確化されていることを受け、総会に諮るべきと判断し、今回の議案提出といたしました。

○議長 (村田 憲夫) 以上、事務局、農林水産課の説明、役員会の報告は終わりました。

○議長 (村田 憲夫) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 西沢委員。

○4番（西沢 泰裕） ざっと目を通したんですけど、営農類型の中に4項目あるわけですけど、2ページの農業経営基盤の強化の促進に関する目標の豊岡市農業の特徴の中について述べてあるところですけど、第二段落の終わり、高齢化による経営の衰退が見られるものの、養鶏、本来ならその後に養豚も入らんんじゃないかなと。農業経営に養豚挙げておられますね。ここに養豚が要るかなと思いました。それと各類型の中での生産方式、その中で主な設備等機械並べてあるわけですけど、一つ疑問に思ったのがJASの水稻タイプ、面積的に6ヘクタール、これについてコンバイン5条が1台必要かなと。その下見てみると作業受託含めて述べ20ヘクタール、これでコンバイン4条1台となっています。パッと見てもちょっとおかしいんじゃないかと。それと耕作放棄地が増える中で、大きい担い手さんというこういう捉え方をすると20ヘクタール30ヘクタール、そういう規模でやられるのがこれからも増えてくる可能性というか実際あるわけで、そういう営農類型も必要かなと。こういう施設の中ちょっと、役員会で目を通したところで、主だった施設で経営が成り立つかなといったらちょっと疑問、私からみたらこんなんでも経営ができるかなと。例えば繁殖和牛されている方で地元で牧草地、牛乳には採用がないと。そんな中でトラクターは必要なんだけど、牧草を刈り取るのに刈り取る機械が載っていない。その後にはラッピングマシンとかいろいろあるんだけど、肝心の刈り取る機械がないとか。刈り取った後乾かすのに反転させるような機械も絶対必要なので。設備等もうちょっと見直される必要があるんじゃないかな、あちこちあるんで、ちょっと不思議に思っています。以上です。

○農林水産課（水谷 東洋） ご指摘ありがとうございます。類型につきましては県の農業改良普及センターおよびJAたじまの担当者と相談して改正案を作成しております、特にJASの有機米のところについては、市の改正案を作る前に兵庫県の基本構想というのを作成されており、県の基本構想に沿って市の改正案等も作らせていただいています。一方で、従来の水稻作、こちらは慣行栽培を想定した類型ですが、こちらの方にコンバインの機能といいますかそういったところでご指摘をいただきましたので、もう一度このところは稲の専門家の方と相談をして、このままでいいのか、それとも変更が必要なのか検討させていただきたいと思います。養豚につきましては認定農業者として認定をさせていただいているのは市内で1件あります。生産を続けておられるということは事実ですのでこちらの酪農等と並んで記載をするかどうかについてもあわせて参考にさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○4番（西沢 泰裕） あと、気がついた中で大規模農家さんについてなんですけど、コロナ関連での補助事業とか、それを機にドローンなんかも入れられた経緯もあるので、農薬散布以外に許可も含めていろんな用途も考えられる。ドローンはかなり入れられている実績もあるので設備の中にもこういうのを入れるのも必要かなと。

○農林水産課（水谷 東洋） ありがとうございます。こちらも含めて検討させていただきます。何よりこの営農類型については認定農業者のみならず、新たに農業を始めようと

いう認定新規の方、どんなふうを始めようかというところでまずはご覧いただく場面が多いものですから、必要最低限度に必要というところにしぼってさせていただいておりますけれども、必要であれば追記でありますとかそういったところも考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

せっかくだすから、冒頭に言いましたけれども、地域計画のことについても、結構ここにも地域計画といういことに入っていますので質問されてもいいかなと思います。どうして進めていいんか、どこまでいっているのか、いつごろ完了するとか、農業委員会は何をしたらいいかとか。

また家に帰られて農林水産課の水谷君と中嶋さんにまた聞いてもらったらいと思いますので。

○議長（村田 憲夫） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

○議長（村田 憲夫） 暫時休憩します。

（休憩 14時37分）

（再開 14時41分）

○議長（村田 憲夫） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

先ほど西沢委員さんの意見等もありましたし、もう一度中を精査して直せるところは直すということで、原案が否決ではなしに部分的に直せるところは県とも協議をして直すということで回答いただいておりますので、今回の場合は、第29号議案「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見について」は異議なしということではなく、意見を持って帰ってもらって検討・協議をして、それから進めるということにいたしたいと思います。

原案としては問題ないんやけど、一部ちょっと見直しをしてくださいよと。それは農林水産課だけではできないやろうから県と協議をして追記できるところとか、それから直すところは直していただいて、それをまた農業委員会の方に提出していただくと、そういうことでいいですね。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和5年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時42分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを確認するため、他の署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

豊岡市農業委員会会長

署名委員

署名委員